

ざつがみ
雑紙は 資源ごみとして出して
リサイクルしよう!

「雑紙」は資源ごみとして出しましょう!

○資源になる紙(雑紙)【例】



×資源にならない紙(もえるごみ)【例】



資源ごみ(雑紙)については、
阿見町資源ホームページをご覧ください。

阿見町資源ホームページ
阿見町資源ホームページ

阿見町役場
町民生活部庶務対策課
(阿見町資源センター)

コピー用紙などになるよ!



リサイクルすると....



人口と世帯

総人口 50,229 人 (+ 58)
男 性 25,037 人 (+ 33)
女 性 25,192 人 (+ 25)
世帯数 22,189 世帯 (+ 27)

11 月 1 日現在、常住人口ベース
※ () 内は前月比、総務課調べ

広報 あみ12

2024
No.765

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページ
において町の
情報を発信してい
ます。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された
内容は、下記フリーダイヤルの
電話番号から確認することがで
きます (通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-p.jp まで空
メールを送信していただくか、
右記二次元コード
を読み取り、専用
サイトから登録し
てください。



公式 X YouTube LINE 情報発信中！

町公式 YouTube チャンネル、
町公式 X、町公式 LINE において
も町の情報を発信しています。

▼公式 X ▼YouTube ▼LINE



主な内容

霞クリーンセンターからのお願い … 4

「雑紙」は資源ごみとして
出しましょう！ … 5

不法投棄・野焼きは禁止されて
います！ … 6

交通安全・防犯のお知らせ … 7

便利な「e-Tax」をご利用ください！
24 時間いつでも申告可能です!! … 8

お持ちの保険証は有効期限まで
使用できます … 10



～市制に向かい、みんなで歩もう！～



令和初の市誕生に向けて！

第7回 市制施行推進の取り組み

第7回では、市制施行推進の取り組み状況について、町民の皆さまにお伝えいたします。

役場窓口や公民館等に横断幕・のぼり旗を設置しました！



市制施行有識者会議を開催しました！

「新市の名称」、「市制施行の時期」、「住所の表示の方法」等について協議するための第三者機関として、「阿見町市制施行有識者会議」を設置し、8月9日と9月17日の2回、有識者会議を開催しました。有識者会議では、町名の由来や先進自治体の事例を参考に、新しい市の名称や市制施行の時期について協議しました。第3回については、「市制に関する町民アンケート」の集計結果を基に、新しい市の名称等について協議する予定です。



市制に関する町民アンケートを実施中！

市制を目指すにあたり、阿見町にお住いの皆さまのご意見をお伺いするため、令和6年11月30日を回答期限とした、町民アンケートを実施しております。

既にご回答くださった皆さまにおかれましては、ご協力いただきありがとうございました。

まだご回答いただけてない皆さまには、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

アンケートの結果については、集計後、広報やホームページで公表してまいります。



広報に載せた情報はホームページでまとめています。



今後も市制施行の進捗については、随時お知らせしていきます。



政策企画課 ☎888-1111 (内線737)



霞クリーンセンター からのお願い

年末年始のごみの直接持ち込みは、できる限り控えてください

例年、年末年始には渋滞車両が町道、さらには県道にまでおよび、周辺の交通状況に支障が生じてしまいます。

ごみ集積所に出せるごみは、ごみ集積所に出してください。

また、3袋以上になる場合には、2回に分けて出す等、ごみ集積所の適正な利用にご協力をお願いします。



霞クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

ごみ集積所に出せない粗大ごみは、霞クリーンセンターへ直接持ち込みできます。

受付時間：月曜～金曜日の午前9時～正午・午後1時～4時
土曜日 午前9時～11時

※日曜日・祝祭日・年末年始は受付していません。

上記の時間を過ぎた場合は受付ができませんので、日時をご確認の上搬入してください。

霞クリーンセンターにごみを持ち込んだ際のごみ処理手数料

ごみの重量に応じて、下記のごみ処理手数料がかかります。

家庭ごみ

▼50kgまでは無料
▼50kgを超えた分については
10kg当り150円

事業ごみ

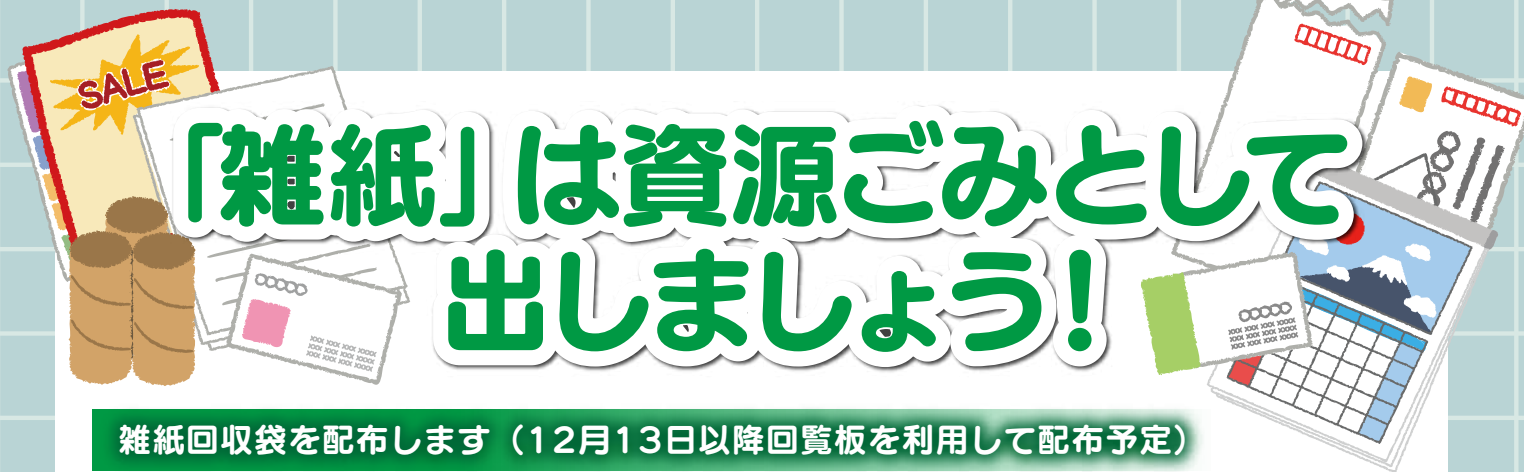
▼10kg当り230円



霞クリーンセンターにごみを持ち込む際の注意事項

- ごみを「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「資源ごみ」に分別をした上で、お持ちいただきますようお願いいたします。
- 家庭ごみを持ち込む際、受付で阿見町のご住所を確認させていただきますので、運転免許証等をご持参ください。
この住所確認は、他市町村からのごみの持ち込み等を防止し、ごみの適正処理を図るために行っているものです。
- 大量にごみを持ち込まれた場合は、ごみの排出場所等詳しくお聞きする場合やごみの内容物を点検させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- 他市町村指定のごみ袋に入れられたごみは、受け取ることはできません。
- 再利用できるものは、お知り合い等にお譲りすることや、リサイクルショップを利用し、資源ごみは店舗回収を利用する等ごみの減量化に努めていただきますようお願いいたします。
- 係員の指示に従わない場合は、受付をお断りする場合があります。

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091



雑紙回収袋を配布します（12月13日以降回覧板を利用して配布予定）



阿見町は2024年にSDGs未来都市に選定され、具体的な取組の一つとして、紙の資源化を徹底します。

霞クリーンセンターで焼却されているごみの内、約40%が紙類であるため、新たに雑紙のリサイクルを推進するため、雑紙回収袋を配布します。

雑紙（ざつがみ）とは

「雑紙」（ざつがみ）とは、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の紙で、**プリント類、封筒、はがき、トイレットペーパー等の芯、カレンダー、菓子箱類等のリサイクルできる紙類**です。



雑紙回収袋の作り方



町から配布される雑紙回収袋以外でも、取っ手が紙になっている紙袋に大きく雑紙と書いて利用することができます。

また、不要となったカレンダーやチラシなどを使って紙袋を作成して利用することもできます。

雑紙の出し方



雑紙を袋にためてください

※新聞、ダンボール、紙パック、雑誌は入れない
ください



雑紙がたまったら**ひもで縛って**、資源ごみ（紙類・布類）の日に集積所に出してください

※袋に入れず雑紙だけまとめてひもで縛っても出すことができます

資源ごみ（紙類）については、
阿見町役場ホームページをご覧ください



廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091

不法投棄
禁止

廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋立て

不法投棄・野焼きは 禁止されています！



不法投棄注意！

近年、道路上や道路沿いの空き地等に大型ダンプによる産業廃棄物のグリラ的不法投棄が発生しております。

私有地に不法投棄されたごみについては、行為者が不明もしくは撤去しない場合には、土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。空き地、山林、休耕地など、人の目が届きにくい土地は、特に狙われる傾向があるので注意が必要です。

また、悪質な業者等から遊休地等の土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを短期間で大量に埋め立てられてしまう事案も発生しています。こうした被害を防ぐためには、「土地の有効活用の話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

不法投棄・不適正残土埋め立ての防止対策

- 近隣にお住まいの方と協力し合い、不審者や見慣れない車などに目を光らせ、情報を共有する。
- 敷地周囲に柵、ネット、ロープなどの囲いを設け、侵入防止策をとる。
- 草刈りや枝払いをして視界を広くし、こまめに足を運び状況確認を行う。
- 土地の有効活用の話があっても、周りに相談し、安易に土地を貸さない。
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する。
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる。



野焼き注意！

廃棄物を野焼きすることは、廃棄物の処理および清掃に関する法律で禁止されています。「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」等を例外規定としていますが、人の生活環境に何らかの支障が生じるおそれがある場合は、例外規定に当てはまらないため法律違反となり、5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金といった厳しい罰則が科せられます。

野焼き行為は、「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすことがあるほか、ダイオキシン類の発生源となり、環境汚染の原因にもなります。さらに、煙が道路上にまで広がり、通行に支障をおよぼし、交通事故の要因となったり、延焼範囲が拡大して、火勢を制御できなくなり、野焼き行為者自身が焼死してしまう恐れがあります。野焼きは、絶対にやめましょう。



野焼き・不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら **不法投棄110番 (☎0120-536-380)** へ

受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分です。※受付時間外は牛久警察署まで。

お問い合わせ

▼牛久警察署 ☎029-871-0110

▼県廃棄物規制課 ☎029-301-3035

▼町廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内) ☎889-0091

※茨城県では、産業廃棄物の不法投棄や残土の不適正処理事案の早期発見に資するため、「不法投棄等情報提供報奨金制度」を実施しております。

- ・茨城県に対し、事案の解決(廃棄物の撤去等)に特に貢献する情報を提供した方が対象となります。
- ・1事案あたり1万円を基本とし、事案解決にかかる通報の重要性・貢献度等を考慮し決定します。
- ・茨城県ホームページ内の報奨金制度照会ページも御覧ください



廃棄物対策課 (霞クリーンセンター内) ☎889-0091



交通安全・ 防犯のお知らせ



交通事故防止県民運動

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されるほか、忘年会など飲酒する機会が増え、飲酒運転による事故の発生も考えられます。

皆さん一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを推進しましょう。

《12月1日～15日》年末の交通事故防止県民運動

運動の重点

- ① 子供と高齢者の交通事故防止（特に横断歩行者の保護）
- ② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶

スローガン

「夜道こそ 自分をアピール 反射材」

《12月2日》年末の交通安全街頭キャンペーン (阿見西郷バイパス交差点)



スクアード・ストレイト方式の交通安全教室を実施しました！

10月8日、県警本部、牛久警察署交通課、JA水郷つくば、スタント会社の協力のもと、事故の恐怖を直視する「スクアード・ストレイト方式」の交通安全教室が朝日中学校で開催されました。

スタントマンの方々による自転車による交通事故の再現は、ルール違反がいかに危険であるかを視覚的に理解することができ、あらためて交通ルールを守ることの大切さの学びとなりました。



徒歩パトロールを実施【本郷地内】

10月16日、町防犯連絡員協議会と牛久警察署生活安全課は地域安全運動として、本郷地内で「徒歩パトロール」を実施しました。

「空き巣にご用心」と書かれたのぼり旗をもって歩きながら、戸別訪問により鍵かけの呼びかけや補助錠の説明、防犯啓発チラシの配布などを行いました。



便利な「e-Tax」^{イータックス}をご利用ください！ 24時間いつでも申告可能です!!

「e-Tax」による申告には多くのメリットがあります。スマートフォンやパソコンをお持ちのかたは、「e-Tax」を是非ご利用ください。

■「e-Tax」って？

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、確定申告や納税などの各種手続を、インターネットを通じて行うことができるシステムです。利用者登録をすれば、どなたでもスマートフォンやパソコンで e-Tax を利用できます。

（国税電子申告・納税システム）▶



★「e-Tax」の5つのメリット★

- ①自宅から申告可能です
- ②確定申告期間中 24 時間いつでも申告可能です ※令和 6 年分の申告は令和 7 年 1 月から
- ③申告書が紙で印刷することなくデータで取得可能です
- ④添付書類が提出不要です ※一部の書類を除きます
- ⑤約 3 週間程度で還付金が振り込まれます ※書面提出の場合は 1 か月半程度

■「e-Tax」による申告書の送信の方法は？

「e-Tax」による申告書の送信には、(1) マイナンバーカードを使って送信する方法と、(2) ID とパスワードを使って送信する方法の 2 つがあります。

(1) マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由または e-Tax ホームページなどから e-Tax へログインするだけで、より簡単に利用を開始し、申告書等データの送信を行う事が可能です。

■【スマートフォンで申告する場合】

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード読取対応のスマートフォン」(*)が必要です。

※マイナンバーカード読取対応のスマートフォンの一覧はこちら

マイナポータルサイト▶



■【パソコンで申告する場合】

「マイナンバーカード」と「IC カードリーダー」が必要です。IC カードリーダーの代わりに「マイナンバーカード読取対応のスマートフォン」を使うこともできます。また、スマートフォンのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコン上に表示された二次元コードを読み取れば、マイナンバーカード方式による e-Tax 送信ができるようになります。



マイナンバーカード方式の便利な機能

マイナンバーカードがあれば、「マイナポータル連携」を利用して控除証明書等データを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力することができます。詳細については国税庁ホームページ内の「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。

マイナポータル連携特設ページ▶



(2) ID・パスワードを使って送信

マイナンバーカードをお持ちでないかたは「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された e-Tax 用の ID・パスワードを利用して、パソコンやスマートフォンを用いて国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーから e-Tax を行うことができます。

確定申告書等作成コーナー▶



※「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行は、税務署で発行しますので、運転免許証などの本人確認書類をご用意の上、税務署にお越しください。

(3) 申告に困ったときは

■動画でみる確定申告

確定申告書作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



■チャットボット「ふたば」

ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI) が回答



■その他 e-Tax に関する問い合わせ

竜ヶ崎税務署（龍ヶ崎市川原代町 1182-5）

☎ 0297-66-1303（自動音声案内）



税務課 町民税係 ☎ 888-1111（内線 151・152・156）

国民健康保険にご加入の方へ

お持ちの保険証は有効期限まで 使用できます

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い保険証の発行が発行されないこととなりました。

ただし、令和6年12月2日以降も、現在お持ちの保険証は、保険証に記載の有効期限(最長令和7年7月31日)まで使用できます。

令和6年12月2日以降は、国保加入時または紛失等による再発行の対応については、以下のとおりとなります。

●マイナ保険証利用登録がお済の方

資格情報のお知らせを交付します。

このお知らせのみでは医療機関等を受診できません。マイナンバーカードで受診してください。

●マイナンバーカードをお持ちでない方・マイナ保険証利用登録がお済でない方

資格確認書を交付します。

医療機関等の窓口で資格確認書を提示すれば、受診できます。

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の手順で準備をお願いします

STEP1 マイナンバーカードを申請（お持ちの方はSTEP2へ）

■申請方法は選択可能です。

- ①オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ②郵便による申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請
- ④役場町民課窓口での申請

※詳しくは、①～③はJ-LISのホームページ、④は町ホームページをご覧ください。



▲J-LIS ホームページ



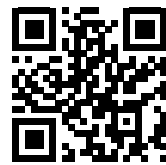
▲マイナンバーカード
窓口申請について

STEP2 マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」から行う（右記二次元コードから行えます）
- ③セブン銀行ATMから行う

※登録には、マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。



▲マイナポータル

短期保険証の廃止について

○マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、短期保険証の仕組みが廃止されます。短期保険証の廃止により、長期滞納がある場合には特別療養費（医療機関などの窓口負担10割）の対象者となる可能性があります。該当の方には、事前通知を送付しますので、必ずご確認ください。完納が困難な場合や、やむを得ない事情により納付できないときは、早めに収納課までご相談ください。

国保年金課 国保係 ☎ 888-1111（内線131～133）

申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、その年に納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付（見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、日本年金機構より 10 月下旬から 11 月上旬に送付された『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』（はがき）は、申告の際まで大切に保管してください。

控除証明書の送付日

	対 象 者	送 付 期 限
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次郵送
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	令和7年2月上旬に郵送

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行うとマイナポータルで電子版を受け取ることができます。（電子版の利用方法は日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。）



▼ご家族の保険料も納付している場合は、合算して申告できます

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

▼納付忘れ等がある場合

年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

問い合わせ先

※電子送付に関する問い合わせを除きます。

■ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004（ナビダイヤル）

050 から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

・月～金曜日 午前8時30分～午後7時 ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

■町国保年金課 ☎ 888-1111（内線136・137）

国保年金課 国民年金係 ☎ 888-1111（内線136・137）

精神や身体に障害のある高齢者および介護をされている人へ

『障害者控除対象者認定書』による障害者控除

精神や身体に障害のある 65 歳以上の人で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の障害者控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるためには、高齢福祉課の窓口で申請が必要です。申請の結果については、後日郵送で通知します。申請してから結果が届くまでに 1～2 週間程度かかりますので、確定申告等で必要な場合はお時間に余裕をもって申請してください。

■対象

精神や身体に障害のある 65 歳以上の要介護認定・要支援認定を受けている人等
（判定の結果、非該当になる場合があります）

■申請方法

本人または親族が、本人および窓口に来る人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口で申請してください。

■申請期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）～

（令和 6 年中に亡くなっている場合は上記期日以前に受付可）

※身体障害者手帳等の交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません。

『主治医意見書の内容を確認した書類』によるおむつ代の医療費控除

傷病によりおおむね 6 か月以上にわたり寝たきりであり、その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」があれば、そのおむつ代は医療費控除の対象となります。

介護保険法の要介護認定を受けた人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」を町が発行する「主治医意見書の内容を確認した書類」に代えることができる場合がありますので、高齢福祉課窓口で申請してください。申請の結果については、後日郵送で通知します。申請してから結果が届くまでに 1～2 週間程度かかりますので、確定申告等で必要な場合はお時間に余裕をもって申請してください。

■対象

令和 6 年中に介護保険の要介護認定を受けている人
（判定の結果、非該当になる場合があります）

■申請方法

本人または親族が、本人および窓口に来る人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口で申請してください。

■申請期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）～

（令和 6 年中に亡くなっている場合は上記期日以前に受付可）

高齢福祉課 ☎ 888-1111（内線 141・143・726・753）



妊娠・出産・子育て期のみなさんへ

町では子育て世代包括支援センターを中心に、健やかな妊娠・出産・子育てのためのサポートを行っています。

こども健康相談

就学前までのお子さんを対象に、毎月1回、身体計測を実施しています（要申込）。また、ご希望で育児や栄養・歯の相談、離乳食の試食（保護者のみ試食可）をすることができます。日程については、町のホームページを参照または健康づくり課までお問い合わせください。

親子相談ルーム「くれよん」

就学前までのお子さんを対象に、個別相談を実施しています。言葉が遅い・落ち着きがない・集団行動が苦手などの発達面のご心配について、心理相談員が相談に応じます。日程については、健康づくり課までお問い合わせください。

妊産婦タクシー利用費助成

令和6年4月1日より、妊産婦健診や陣痛が起きた際に、医療機関へタクシーで通院する費用を助成する「阿見町妊産婦タクシー利用費助成事業」が始まりました。自宅から医療機関へ往復する際に利用したタクシーの運賃を、利用1回につき5,000円を上限として助成を行います（1回の妊娠につき30,000円が上限額となります）。対象者や利用条件などの詳細は、町のホームページを参照または健康づくり課までお問い合わせください。

母子手帳アプリ『子育てアプリあみ Link』

令和5年10月2日より、「子育てアプリあみ Link」（母子手帳アプリ 母子モ）を導入しました。スマートフォン・タブレット端末・パソコンに対応したサービスで、妊娠中・産後のママとお子さんの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせ配信などの機能があります。紙の母子手帳と併せてご利用ください。

アプリ内でできることは・・・

- 妊娠中の体調・体重記録（グラフ化）
- 胎児や子どもの成長記録（グラフ化）
- 身長体重曲線による肥満・やせの程度の確認（グラフ化）
- 予防接種：標準接種日の自動表示、接種予定・実績管理、受け忘れ防止アラート
- 健診情報：妊婦や子どもの健康診断データを記録



その他にもマタニティクラスや赤ちゃん訪問、産後ケア、離乳食教室、乳幼児健診などを実施し、妊娠期から切れ目のないサポートをしています。お電話でのご相談は随時お受けしていますので、お子さんのこと、ご自身のこと、ご家族のことなど、お気軽にご相談ください。



＼ 母子モ (ボシモ) で検索！ ／

母子モ

検索

or

こちらを
読取り

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



「相談・お問い合わせ」

健康づくり課

（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）

電話：888-2940（直通）

時間：午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

どんなことでも
お気軽に
ご相談ください



家計調査がはじまります

～世帯の収入や支出など「家計収支」を明らかにする調査です～

令和7年1月から、阿見町で家計調査が実施されることとなりました。調査をお願いする世帯には、茨城県知事に任命された統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いいたします。

家計調査は、「統計法」に基づいた基幹統計調査の一つで、昭和21年から実施されている歴史のある調査です。世帯の皆さんに6ヵ月間（単身世帯は3ヵ月間）家計簿等を記入していただくことで、国民生活の実態を家計の面から明らかにすることを目的としています。調査の結果は、税金・年金・医療制度の改定、賃金の算定など、私たちの生活に関連する施策を検討する際の資料として、国・地方公共団体や企業などで幅広く利用されています。

調査の流れ

- ① 統計調査員が指定された調査地域内の全世帯に、調査地域となったことをお知らせするリーフレットを配付します。
- ② 調査地域内の最新の名簿を作成するため、統計調査員が地域内のすべてのお宅を訪問します。
- ③ ②で作成した名簿より、無作為に調査対象となる世帯が選定されます。選定された世帯には、茨城県統計課より調査依頼状を郵送します。
- ④ ③で調査依頼状をお送りした世帯に、調査票の記入説明のため、統計調査員が再度訪問します。調査の承諾を得た世帯には、調査用品を配付します。
- ⑤ 半月ごとに統計調査員が訪問し、家計簿を回収します。（オンライン回答の場合は、訪問は行いません）

個人情報の保護について

- ・調査を実施する関係者には、調査によって知ったことを他に漏らしてはならない守秘義務が課されています。
- ・家計簿などの調査票は、集計後に溶解処分されます。オンライン回答データについても、全て暗号化して家計調査オンラインシステムのサーバに届けられ、紙の調査票と同時期に削除処理されます。本システムのサーバは、不正なアクセスの監視を24時間実施しています。
- ・調査票の回答内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用されることはありません。

調査の詳細は、総務省統計局のホームページをご覧ください。



茨城県 政策企画部 統計課 物価家計グループ ☎ 029-301-2661
総務課 統計係 ☎ 888-1111（内線 294）

令和6年度
第3回

消費者コーナー

くらしの注意報!! ~安全で快適な暮らしのために~

こんな相談がありました

消費者問題のご相談は
お気軽に下記まで

自宅にいなが好きな時間に買い物ができるネット通販は大変便利で、若者から高齢者まで多くの人が利用するようになりました。それにともない、ネット通販に関する消費者トラブルが増加しており、消費生活センターには多くの相談が寄せられています。
事例を紹介しますので参考にしてください。

事例 1

通信販売はクーリング・オフできません

通販サイトでバッグを注文した。届いた商品はイメージが違ったので、業者にクーリング・オフの連絡をしたが「通信販売なのでクーリング・オフはできない。返品も、サイトに返品不可と書いてある」と言われた。



アドバイス

- ネット通販やテレビショッピング等の通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。また返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 通信販売を利用する際は、返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。

事例 2

〇〇ペイで返金すると言われたら詐欺を疑って

ネット検索で見つけたサイトで洋服を注文し、代金を個人名義の銀行口座に振り込んだ。その後、業者から「在庫がないので〇〇ペイ（コード決済サービス）で返金する」と連絡があった。スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらはずがいつの間にか「送金」してしまっていた。



アドバイス

- 相手から、「〇〇ペイで返金する」と連絡が来た場合は、相手の指示に従わず消費生活センター等に相談しましょう。
- また、被害に遭ってしまった場合はすぐにコード決済サービス業者に申し出るとともに、警察に相談してください。

問い合わせ

▼町消費生活センター（役場 3 階）

☎ 888-1871（ファクシミリ兼用 / 月～金曜日）

午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時は除く）

※土・日・祝日は消費者ホットライン☎ 188

※詳しくは右記二次元コードから町ホームページをご覧ください



商工観光課 ☎ 888-1111（内線 375）

予科練平和記念館だより

今月号は、第14期海軍予備学生についてご紹介します

〇ペンを剣にかえて 学生から軍人へ

太平洋戦争開戦から約2年後の1943(昭和18)年10月。各地で消耗戦を続ける陸海軍への兵力の補充を目的として、時の東條内閣は大学、高等専門学校に在籍する20歳以上の文科系学生・生徒の徴兵猶予を停止します。

当時、大学、専門学校含めた高等教育を行う学校への進学率は5%程度と言われており、大学へ進学することができたのはごく一部の人たちでした。そうした若者たちまでも、戦地へ送られることとなったのです。

対象となった学生たちは、臨時徴兵検査を受けて陸海軍に入営、入団が決まり、これに先立って文部省主催の学徒出陣壮行会が全国7都市と満州などで開かれました。中でも、秋雨の降る10月21日、東京・明治神宮外苑競技場(現在の国立競技場)で開かれた壮行会の模様はラジオで実況中継され、新聞や雑誌にも大きく取り上げられました。

参加した77校の学生たちが学生服に学生帽を身に付け、足には巻き脚絆、銃剣を担いで行進する姿は、戦争へ突き進む日本を象徴するものの一つとして、歴史の教科書等で目にすることがある方もいらっしゃるかもしれません。

この壮行会について、元第14期海軍予備学生は次のように記しています。

『太平洋戦争の歴史が映像で綴られるとき、必ずその一コマとして明治神宮外苑競技場で開催された壮行会における出陣学徒の雨中の行進が含まれていて、戦争の一時期を象徴する。今振り返ってみると、その時期には太平洋戦争の勝敗の帰趨は明らかであった。』

「学徒出陣」そのものは、日本全体が戦争の敗北を自認するに至るまでの手続きの第一歩であったように思える。』(「学徒特攻 その生と死 - 海軍第十四期予備学生の手記 -」土居良三編 2004 国書刊行会)

彼らは12月1日に武山、大竹、相浦、舞鶴の各海兵団に分れて入団し、予備学生試験の合格者の中からパイロットコースへ進んだ者が、1944(昭和19)年2月1日から土浦海軍航空隊(現陸上自衛隊土浦駐屯地一帯)で4か月間の基礎教程に入りました。この中には、茶道裏千家の前家元である千玄室氏やテレビドラマ「水戸黄門」で主人公水戸光圀役を演じた俳優の西村晃氏らがいました。

基礎教程卒業後実用機教程へと進み、通常300時間程度の操縦経験を積んで第一線に配属されるところ、彼ら14期予備学生は100時間程度で実戦に参加し、1945(昭和20)年4月以降沖縄攻防のための特攻作戦(菊水作戦)の主力となって戦いました。作戦に従事した多くの学生が国難に殉じたことは言うまでもありません。

飛行服姿の予備学生 撮影：真継不二夫
(日本カメラ博物館蔵)



予科練平和記念館からのお知らせ

予科練平和記念館は、館内改修工事のため、下記の期間臨時休館いたします。ご来館を予定されている皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、隣接する霞ヶ浦平和記念公園及び当館の駐車場は通常通りご利用いただけます。

臨時休館：令和7年1月16日(木)～23日(木)



ホームページ



公式X
(Twitter)



公式
Facebook

お知らせ『町二十歳のつどい』開催

期日 令和7年1月12日(日)
時間 受付：午前9時15分から
式典：午前10時00分から
記念写真：午前11時30分ごろから
場所 茨城県立医療大学 大講義室
対象 町に住民登録している平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人
その他 令和6年11月1日現在で、町に住民登録をしている人には12月上旬に案内状を送付します。町外にお住まいの参加希望者は下記にお問い合わせいただくか、上記二次元コードからお申し込みください。
問生涯学習課(中央公民館内)
☎888-2526 ☎888-0032



お知らせ ヒートショックを予防しましょう

急激な温度変化がもたらす身体への影響を、ヒートショックといいます。部屋の移動や入浴に伴う室温と浴槽のお湯の温度差により、血圧が大きく変動し、意識消失や脳卒中、心筋梗塞への危険が高まります。冬場に多く見られ、高齢者は特に注意が必要です。



入浴前の注意ポイント

- ▽脱衣所や浴室を温めましょう
 - ▽お湯の温度を41℃以下に設定しましょう
 - ▽飲酒後、食事直後、服薬後の入浴は控えましょう
 - ▽入浴前に同居者に一声かけましょう
 - ▽浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう
- 問稲敷広域消防本部 救急課 ☎0297-64-3846

お知らせ 健診結果個別説明会開催

「健診結果が来たけど、どう見たらいいのかわからない…」
「悪いところがあるのはわかるけど、何をしたらいい？」
そんな疑問はありませんか？

健診の結果を一緒に振り返り、保健師・栄養士が生活習慣についてアドバイスします。

日時 12月25日(水) 午前9時～11時15分、
午後1時30分～4時15分
令和7年1月15日(水) 午前9時～11時15分

場所 総合保健福祉会館(さわやかセンター)

内容 お一人30分程度の栄養士・保健師による健康相談

持参品 健診結果通知書

申込方法 実施日の2日前までに下記へ電話または来館にてお申し込みください。

その他 ▼当日、事前質問票をご記入いただきます。受付時間の10分前にお越しください。

▼各検診で精密検査対象になっている場合は、医療機関に直接ご相談ください。

問総合保健福祉会館(さわやかセンター)

健康づくり課 ☎888-2940(土・日・祝日を除く)

お知らせ 世界の文化紹介【アルゼンチン】開催

アルゼンチン出身のバシェフィン・カミラさんをお招きし、アルゼンチンの文化についてお話しいただきます。

日時 令和7年1月26日(日) 午前10時～正午

場所 かすみ公民館 多目的ホール

講師 バシェフィン・カミラさん(筑波大学研究生)

参加料 阿見町国際交流協会会員：無料、非会員：200円

定員 80人(定員で締切)

問阿見町国際交流協会事務局 ☎888-1111(273)

月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

E aiea-ami@atlas.plala.or.jp

〈広告欄〉

キッチンカー 雑貨SALE etc.

- 雑貨店 -
BASE nello

Xmasイベント
12/15日
10:00～16:00

詳細はコチラ

＼雑貨・家具・照明・カーテン・犬服販売！／
(株)ネロ・デザイン 稲敷郡阿見町吉原2011-4
☎029-888-6119

家族だけのシンプルなお葬式

←詳しくはスマホで
◆資料請求特典あり◆

＊シンプルセレモニー 運営会社：セレモニー博喜(株)
相談センター：阿見町中郷3-1-8

病院お迎え 365日24時間対応 ☎029-846-3130

安心して暮らせる住まいづくり

住まいのことなら
美都住建へ

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手調付け、バリアフリー

～健康・快適住宅～
健康住宅
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は 問美都住建 検索

建築業知事免許(般-04)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(6)第5548号
有限会社 美都和ワ

＜住まいの相談室＞
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

＜不動産のご相談＞
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

お知らせ 東京医科大学茨城医療センターで 新型コロナウイルス感染症予防接種開始

東京医科大学茨城医療センターにおいて新型コロナウイルス感染症の定期予防接種が開始されました。(一部診療科を除く)

接種対象となるのは以下の両方を満たす方です。

- ①東京医科大学茨城医療センターにかかりつけ科があり通院治療中である
 - ②新型コロナウイルス感染症定期接種の対象者である
- 接種を希望される方はかかりつけ科にご相談ください。

健康づくり課(総合保健福祉会館「さわやかセンター」内)
☎ 888-2940

募 スキルアップセミナー受講生

▽第二種電気工事士受験入門(技能)B
(初めて技能試験を受験する方)

内容 第二種電気工事士の技能試験の入門編
(電線の剥き方、回路図の説明等)

持参品 試験で使用する工具等

期日 令和7年2月2日(日)、9日(日)の2日間

時間 午前9時～午後4時

申込期間 12月2日(月)～22日(日)

定員 20人

申込方法 土浦産業技術専門学院ホームページ(上記二次元コード)の「スキルアップセミナー」のページから電子申請によりお申し込みください。

定員を超えた場合は、抽選による選考となります。

受講料 5,000円

茨城県立土浦産業技術専門学院

☎ 029-841-3551 ☎ 029-841-4465

✉ tsusansen1@pref.ibaraki.lg.jp



募 『点字入門講座』参加者

日時 12月7日(土) 午前10時～11時30分
(受付9時45分から)

場所 総合保健福祉会館(さわやかセンター)

内容 点字器を使っての点字体験など

対象 町内在住、在勤者で講座内容に興味のある方

参加料 無料

募集人数 30人(定員で締切)

申込期限 12月3日(火)

申込方法 ①電話・メール・窓口②上記二次元コード

町社会福祉協議会 地域福祉係(総合保健福祉会館内)

☎ 887-0084 ✉ borabora@amishakyo.or.jp



お知らせ 航空装備研究所土浦支所における 試験実施

場所 阿見町掛馬1970番地

防衛装備庁航空装備研究所土浦支所/燃焼試験室

試験予定日 12月16日(月)～27日(金)
(土・日・祝日を除く)

試験回数 2回

燃焼音等 中程度(支所境界)

航空装備研究所土浦支所 試験室 ☎ 887-1168

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場夜間飛行訓練

期日 12月3(火)～5(木)、10(火)～12(木)

時間 日没から約3時間以内(各機2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課

☎ 842-1211(3420)

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3

TEL: 887-3421 FAX: 887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



一般家庭用家具から
オーダー家具まで

家具の店

樹里

TEL: 887-3421 FAX: 887-3422



夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

◆推薦入学試験 ※詳細は本校HPをご覧ください。

令和7年1月9日(木) 国数英+グループ面接

◆一般入学試験 ※詳細は本校HPをご覧ください。

令和7年1月19日(日) 国数英理社

公式 SNS でも

情報配信中!



霞ヶ浦高等学校

HP <https://www.kasumi.ed.jp>

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50

【高校】☎029-887-0013 FAX: 029-887-9380



定例相談

人権・行政相談

日時 12月5日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 人権相談：社会福祉課☎888-1111
行政相談：総務課☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園)☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場3階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・君原・かすみ公民館▽本郷・舟島・実穀ふれあいセンター▽吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽町内コンビニエンスストア▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパータイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	実穀ふれあいセンター ☎886-5225
霞クリーンセンター ☎889-0091	吉原交流センター ☎889-0277
上下水道課 ☎889-5151	図書館 ☎887-6331
町民活動センター ☎888-2051	予科練平和記念館 ☎891-3344
町男女共同参画センター ☎896-3181	総合運動公園 ☎889-2788
福祉センターまほろば ☎887-3969	教育相談センター ☎888-1225
消費生活センター ☎888-1871	阿見消防署 ☎887-0119
学校教育課 ☎888-0220	火災情報案内 ☎0297-64-0119
中央公民館 ☎888-2526	町民ダイヤル ☎887-6600
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 ☎871-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110

12月・1月の納税

12月

固定資産税(第3期)
国民健康保険税(第6期)
後期高齢者医療保険料(第6期)
介護保険料(第6期)

納期限 12月25日(水)

1月

町・県民税(第4期)
国民健康保険税(第7期)
後期高齢者医療保険料(第7期)
介護保険料(第7期)

納期限 1月31日(金)

救急車出動状況：10月

阿見消防署管内調べ	(前月比)
出場件数 221件(-)	8)
急病	139件(-29)
交通事故	22件(+11)
一般負傷	29件(±0)
その他	31件(+10)

救急車の適正な利用を
お願いします